

入札心得書

(趣旨)

第1 この心得書は、飲料用自動販売機設置運営のために沼津市立病院の一般競争入札による貸付けに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、この入札心得書のほか、令和2年度沼津市立病院への飲料用自動販売機設置の設置に関する募集要領(以下「募集要領」という。)の記載事項を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる条件すべてを満たす法人又は個人とします。

(1) 法人又は個人の所在地について

沼津市、富士市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、長泉町、清水町又は函南町に本店、支店、営業所若しくは事業所を有し、又は居住し、若しくは店舗を設置し、業を営んでいること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号。以下「条例」という)に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しない者

ア 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等(以下総称して「反社会的勢力」という)

イ 法人の代表者が反社会的勢力である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が反社会的勢力である者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員でないこと。

(6) 市(町)税を滞納していない者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、沼津市立病院が指定する日までに、次の(1)に掲げる書類を病院施設課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった場合は、入札に参加することができません。

(1) 提出書類

ア 市有財産貸付け一般競争入札参加申込書(押印は実印を使ってください)

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本（登記事項証明書））

ウ 印鑑証明書

エ 誓約書

オ 設置を希望する自動販売機の仕様が記載されたパンフレット等の書類（寸法、消費電力等が確認できるもの）

カ 市（町）税納税証明書（申込み時点において終了している直近の事業年度分法人住民税又は令和元年度分個人住民税、写し可）

(2) 提出方法

募集要領5「入札参加申込書等の受付期間、場所等」のとおり提出してください。

（入札時の持参書類等）

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を入札当日に持参してください。

ア 入札書（募集要領に添付した入札書の様式を使用し、封入してください。）

イ 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

（入札保証金）

第6 入札保証金は、免除します。

（入札書）

第7 入札書は、募集要項に添付した様式を使用してください。

2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の職氏名）を記入の上、実印（法人の場合にあっては、代表者印）を押してください。

4 入札する売上金額に対する貸付料率（小数点以下第一位まで）は、算用数字を使って、記入してください。

5 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名を記入するとともに（代表者の押印は不用）に、代理人の氏名を記入し、代理人の印を押印（委任状と同じ印）してください。この場合、入札参加者が作成した委任状を持参し、提出してください。

6 入札書は封筒に入れ、封かんし、その封筒に入札参加者の住所、氏名、押印（代理人の場合は、代理人の氏名を併記し、代理人の印のみ押印）を表記し、沼津市立病院の担当の指示に従い、入札してください。

7 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 委任状を提出しない入札参加者の代理人として入札した者

(3) 指定した日時、場所に入札をしなかった者

(4) 記名押印のない入札をした者

- (5) 金額を訂正した入札をした者
- (6) 貸付料率その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (7) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (8) 入札財産（物件番号ごと）につき、2以上の入札をした者
- (9) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- (10) 入札財産（物件番号ごと）につき、2人以上の入札者の代理人となって入札した者
- (11) 同一事業者による貸付けを1物件に限定する入札物件について、当該入札物件を落札後、同一事業者による貸付けを1物件に限定する他の入札物件の入札した者
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者
（開札）

第9 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札参加者を立ち合わせて行います。

（落札者の決定）

第10 落札者は、最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者とします。

2 沼津市立病院の最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者が2人以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。

3 入札結果は、開札の場においてその内容を入札参加者に直ちに口頭で公表します。

（契約の締結）

第11 落札者は、落札した日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に募集要領に添付する契約書の様式にて、契約を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない事由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

2 前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

（契約保証金）

第12 契約保証金は、免除します。

（貸付料等の支払い）

第13 落札者は、貸付料のうち固定額は、貸付期間中の各年度の最初の月の末日（契約締結年度にあつては、契約締結日の属する月の翌月の末日）までに、原則として、沼津市立病院が発行する納入通知書により沼津市立病院が指定する金融機関に納入しなければなりません。

2 貸付料のうち売上金額に対する貸付料率により算出される貸付料（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）は、沼津市立病院が指定する期日までに、原則として沼津市立病院が指定する預金口座に振り込まなければなりません。

3 納入及び振り込み金額は、それぞれの貸付料に消費税及び地方消費税（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた金額とします。

4 貸付け料のほか、毎月の電気料の実費を納入しなければなりません。

(契約の解除)

第14 落札者が次の各号の一に該当する場合には、市は契約を解除することができます。

(1) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合

(2) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

(瑕疵担保責任)

第15 落札者は、契約締結後、貸付財産に面積の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

(入札結果の公表について)

第16 入札結果については、一定期間、沼津市立病院 病院施設課の窓口において、閲覧により公表します。

2 沼津市情報公開条例(平成12年条例第37号)に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。